

平成17年7月に総務省消防庁から発出された「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」を受けて始まった、消防指令業務の共同運用及び消防救急無線の広域化・共同化は、本年4月1日より、千葉県北西部ブロックの6消防本部が共同運用する「千葉北西部消防指令センター」と北東部・南部ブロックの20消防本部が共同運用する「ちば消防共同指令センター」で業務を開始した。

北西部ブロックは松戸市消防局に、北東部・南部ブロックは千葉市消防局に共同指令センターを設置することになり、構成消防本部と協力しながら整備を進めてきた。消防指令センターの共同化により、各消防本部の連携及び情報の共有化が可能となり、隣接地域や大規模災害時に火災・救急・救助等が集中した場合などの迅速な応援体制の強化が図られた。消防救急無線の広域化・共同化については、整備費用の節減等の観点から千葉県の鉄塔等、既存の県防災行政無線施設を活用し、県域を1ブロックとして運用が開始された。

今回、千葉北西部消防指令センターとちば消防共同指令センターを訪ね、現状についてお話を伺った。



共同運用のメリットを最大限に生かす

—千葉北西部消防指令センター—

千葉北西部消防指令センター（以下「消防指令センター」）は、松戸市消防局の庁舎内に開設されている。構成市は6市（松戸市、市川市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市）で、4月3日から順次、各消防本部から消防指令センターに接続するため119番回線の切り替え作業が行われ、4月18日の野田市消防本部の終了とともに構成6消防本部による消防指令センターの共同運用が本格的にスタートした。

今回は、システム管理担当の浅野正弘システム管理長、釵持修消防司令、大野智消防司令にお話を聞いた。

5市による消防指令センターの共同運用

本誌 消防指令センターの共同運用の現状についてお聞かせください。

浅野正弘システム管理長 平成17年7月の総務省消防



前列左より、浅野正弘システム管理長、井田一成指令センター長、久保谷 実副センター長。
後列左より、大野 智消防司令、石崎一夫消防司令、釵持 修消防司令。

庁の通知を受けて始まった、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について、県内全ての消防長を委員とした「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進協議会」で

共同指令センター職員数
(平成25年4月1日現在)

消防本部名	派遣人員
松戸市消防局	15
市川市消防局	15
野田市消防本部	5
流山市消防本部	5
鎌ヶ谷市消防本部	3
浦安市消防本部	5
合計	48

策定された整備計画に則り、23年4月1日、松戸市消防局内に「松戸市ほか5市消防指令事務協議会」を設置し、システム運用などのソフト面における調整をはじめ、経費の支弁方法などの具体的な事項についての協議を重ねてきました。計画では、北西部ブロック

は11消防本部を予定していましたが、各消防本部の既設指令システムの更新時期の相違により一斉に整備ができず、6消防本部でのスタートとなりました。現在の北西部ブロックは6本部23署4分署10出張所、管轄面積は295.95平方キロメートルとなっています。

消防指令センターは48名体制

本誌 消防指令センターの現在の体制についてお聞かせください。

浅野システム管理長 消防指令センターは総員48名で運用しています。センター長、副センター長各1名、システム管理担当(日勤)4名、指令担当(当直)42名となっています。勤務体制は3部制を採用し、1部あたり14名が勤務しています。業務範囲は、消防指令事務協議会の規約第4条に基づき、6市エリアからの災害通報の受信、出場指令、無線運用(消防救急デジタル無線)、情報の収集伝達を行っています。

情報の収集伝達について補足すると、救急要請であれば、意識や呼吸の状態、症状、負傷箇所等を聴取し、火災通報であれば出火箇所、延焼状況、逃げ遅れや危険情報などを通報者から聴取、災害現場で活動する隊員が安全に最高の活動が出来るよう生きた情報を提供するの消防指令センターの業務の一つだと考えています。

消防指令業務を担当するにあたり必要な資格は特に設けていませんが、指令業務経験者で消防本部からの推薦者が従事しています。その中には、救急救命士の資格を持つ職員も2名おります。消防指令センターが

共同化され、知らない土地からの通報も受信し、正確に出場指令を出さなければならないことから、平成24年11月13日～25年2月28日までは各市の通信担当者を対象に指令業務に必要な119番の受信要領や指令台等の操作訓練を中心とした運用開始前研修を実施し、それ以後は、4月18日の最後の回線切り替え日まで、派遣予定職員を対象にさらなる技術の向上を目的とした実践的な研修を行いました。

通報者が分かりやすい 受信時の口頭指導のプロトコールを統一

本誌 消防指令センター内で統一規則はありますか。
釘持修消防司令 的確で正確な出場指令を短時間で出す、という指令業務の最終目的は各消防本部とも同じですが、それを達成するまでのプロセスに多少の違いがありました。6市6種類のやり方を引き継ぐことはできませんので、指令業務の共同化にあたり、119番通報を受信してから出場指令を出すまでの業務の統一を図りました。

災害種別の選定などもそうですが、救急要請受信時に、通報者等のバイスタンダーに対して行う口頭指導については6消防本部が所属している東葛北部と東葛南部のメディカルコントロール協議会の承認を受け、成人用心肺蘇生法、小児用心肺蘇生法、乳児用心肺蘇生法、AED(自動体外式除細動器)を用いた救命処置、気道異物除去法、止血法・指(趾)切断手当、熱傷手当、けいれん時の口頭指導プロトコールを統一しました。特に、AEDを用いた救命処置の口頭指導では、専門的な文言をやめ、フローチャートに沿って一般市民が理解しやすい言葉を使って、出来る限り受け手が慌てないように指導しています(図参照)。

また、119番通報の多くは不慣れな一般市民からのものであり、しかも切迫した状況下の異常な心理状態の下に行われるものが通常で、これらの通報に対し指令管制員は通報者のペースに惑わされることなく必要な情報を確実、かつ迅速に聴取するため研究を重ねるとともに、指令管制員の心得を作成し日々業務にあたっています。心得は、1.使命(我々は、高度でより専門性の高い消防指令業務を実現させ、それぞれの区域における消防力の強化を図り、誠実、公正、確実

全国初 300万人規模の共同指令センター

—ちば消防共同指令センター—

千葉県北東部・南部ブロックの20消防本部が共同運用する「ちば消防共同指令センター」（以下「共同指令センター」）が、4月1日より正式に運用を開始した。

千葉県北東部・南部ブロックの構成人口は県内の53パーセントにあたる318万人。300人規模の指令センターの共同運用は全国初である。

共同指令センターは、平成23年4月に設立された、各市町村から派遣される職員で構成される「千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会」において、「身分の変更がなく」、「権限の移動がない」、「各消防本部の責任を有したまま業務が行える」ことや、既に他市町村で共同指令センターの実施の実績があることなどから、協議会方式を採用し、各個の地方公共団体の区域を超えて事務を共同処理することにより合理化、能率化を図ることとなった。

今回は、千葉市消防局内に設置された、共同指令センターに伺い、山田政二副センター長と武藤和雄指令管理班長にお話を聞いた。

構成消防本部 千葉市消防局、銚子市消防本部、木更津市消防本部、成田市消防本部、旭市消防本部、市原市消防局、君津市消防本部、富津市消防本部、四街道市消防本部、袖ヶ浦市消防本部、富里市消防本部、栄町消防本部、安房郡市広域市町村圏事務組合、長生郡市広域市町村圏組合、匝瑳市横芝光町消防組合、山武郡市広域行政組合、香取広域町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印西地区消防組合、夷隅郡市広域市町村圏事務組合。

表 共同指令センター職員数（平成25年4月1日現在）

消防本部名		勤務員	消防本部名		勤務員
1	千葉市消防局	25人	12	君津市消防本部	2人
2	富里市消防本部	1人	13	四街道市消防本部	2人
3	栄町消防本部	1人	14	木更津市消防本部	4人
4	印西地区消防組合消防本部	4人	15	旭市消防本部	2人
5	銚子市消防本部	2人	16	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	4人
6	成田市消防本部	4人	17	長生郡市広域市町村圏組合消防本部	4人
7	富津市消防本部	1人	18	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	2人
8	山武郡市広域行政組合消防本部	5人	19	香取広域市町村圏事務組合消防本部	3人
9	市原市消防局	8人	20	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	2人
10	袖ヶ浦市消防本部	2人		合計	86人
11	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	8人			



武藤和雄管理班長（左）と山田政二副センター長

必要なシステムは全て導入し、 指令業務の万全を図る

本誌 共同指令センターの体制をお聞かせください。

山田政二副センター長 共同指令センターは、千葉県北東部・南部地域からの119番通報の集約、無線通信、迅速かつ的確な消防部隊の編成、情報の収集、伝達事務を一連の業務として、20消防本部から派遣された消防職員の指令班76名と管理班10名、合計86名で構成されています。配置職員の人数は各消防本部の管轄区域内の人口の割合から試算しており、最も多いのが千葉市消防局の25名で、富里町消防本部、栄町消防本部、富津市消防本部からは各1名となっています（表参照）。勤務体制は4部制で、4週8休、1夜勤17時間拘束（16時から翌日9時）、15時間30分勤務（仮眠なし、休憩1時間30分）4日に1回日勤日（8時30分

から17時15分）、4週に1回は指令台に着かない日勤日があります。指令業務は集中力とストレスを分散させるため、1時間交代としてしています。

本誌 新しく構築されたシステムについてお聞かせください。

武藤和雄管理班長 位置情報通知システム、通報区の発信元消防本部識別機能、位置情報の精度による目標物絞り込み機能など、共同運用に必要な機能は全て導入しました。その中でも有効的と考えられるのは、消防署職員を含めた三者通話による「災害地点特定支援機能」の構築が挙げられるかと思います。これは、通報を受理した指令管制員が、災害点を特定できない場合、管轄する消防本部（消防署）に電話をして、通報者、指令管制員及び消防署職員により三者通話を行うもので、消防署職員が情報共有システムの地図画面で災害点を入力すると、共同指令センターの地図画面に反映され、災害点を特定するものです。これにより、さらに消防業務を効率的に行うことができます。

口頭指導プロトコルの統一を図る

本誌 共同指令センターに常駐している医師の業務範囲について教えてください。

山田副センター長 常駐医師は、千葉市消防局が平成15年10月から単独で行っていた「常駐医師制度事業」を共同指令センター運用後も引き続きお願いしているものですが、いずれも医学的見地から、千葉市消防局の救急隊に対しては「指示」、その他の19消防本部の救急隊に対しては「助言」、また、指令員に対しては通報者に口頭指導を行うときの「助言」と範囲を決めています。「指示」と「助言」を使い分けるといって、始まったばかりのシステムですので効果については今後、検証していきたいと思っています。

武藤管理班長 共同指令センターで使用する口頭指導プロトコルについては、それぞれの消防本部のプロトコルの医学的な根拠について大きな差はありませんが、構成消防本部が参加する各地域の6つのMC協議会間で検討及び調整し、成人用・小児用・乳幼児用心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）使用時、けいれん時、気道異物除去、止血法、指（指趾）切断、

熱傷手当等の項目について統一を図りました。

また、聴覚言語に障害がある方への対応としては、指令業務の共同運用により、全ての構成市町からのFAXや携帯電話やパソコンのメールを使った緊急通報が受信できるようになりました。傾向としては、障害のある当事者からよりも、民間企業などからの第三者通報も増えています。

市町村消防の原則を堅持しつつ 部隊運用を構築

本誌 消防戦術の違う消防本部間の部隊運用についてお聞かせください。

武藤管理班長 共同指令センターでは、区域内における災害事案を一元管理し、処理することが出来るため、広域災害などの情報が早期に把握できる大きなメリットを得ることになりました。このことから、市町村消防の原則を堅持しつつ、部隊の出動に際しては、各消防本部で、車両の保有台数や車種も違いますが、システムにより部隊が自動選別され、実際の車両の部隊運用は各消防本部に一任になっています。応援出動についても柔軟に迅速・効果的な運用が出来る体制となりました。

消防隊、救急隊についても原則は、応援要請に基づく応援出動とし、隣接の消防本部間の応援については受援消防本部に出動可能な車両がない場合や、市境で重篤な傷病者が発生した場合などに一定の条件で事前承認による自動応援出動ができる体制となっています。

山田副センター長 隣接する消防本部の応援に関する一定の条件について補足すると、例えば救急案件の場合、特に重症な傷病者がいる場合には、より早い救急処置を開始するため一定条の（距離と時間）のもとでもっとも近い救急隊が市境を超えて出場します。ただ、これらの条件も救命を第一主義と考えた場合、過去の案件を検証し救命に必要なよりよい条件にするべきだとなれば、それは今後の協議の検討課題になるかと思っています。

本格運用してからはまだ日が浅いですが、より良い指令業務を行うために、指令課員と20消防本部からは、「ちば共同指令センターの後任育成者策定」、「指令判断基準の検証」、「各消防本部の代休・休日の勤務体制」



共同指令センターに併設のシャワー室（左）と休憩室